

# 荒尾市立府本小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月制定  
令和5年4月改訂

## 1 「いじめ防止基本方針」について

いじめは、全ての児童に関する問題である。児童の心身に深刻な影響を与えるばかりでなく、生命や身体に重大な危機を生じさせる恐れもある。荒尾市立府本小学校では、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

＜いじめ防止等の対策に関する基本理念＞

学校は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止の対策を行う。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにする。

## 2 本校におけるいじめ防止のための取組

### (1) いじめ未然防止のための取組

いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうる。すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、すべての教育活動を通じて、仲間づくりや居場所づくり、自己有用感を高めるような取組を行う。

#### ① いじめについての共通理解、研修

- ア) 学校の基本方針を周知（校内研修や職員会議）
- イ) いじめ等に関する校内研修（年間1回以上）
  - ・いじめの特質、原因・背景、対応、指導法や指導上の具体的な留意点、カウンセリングの手法など

#### ② 教育活動全体を通して居場所づくり、絆づくり

- ア) 自尊感情や自己有用感を高める取組
  - 朝の会や帰りの会、特別活動時間等に自分や友だちの良さを認め合う活動
  - 集会や行事の後の感想交流　○一人一人の活躍の場の設定
- イ) 一人一人を大切にしたわかる授業作りと話し合い活動の充実
- ウ) 学校行事、児童会活動、総合的な学習の時間における体験活動の充実
- エ) ソーシャルスキルトレーニングの導入（道徳や学級活動で）

#### ③ いじめを許さない、見過ごさない土壤作り

- ア) 人権学習の推進・・・仲間づくり
  - 思いやりの心を育む人権教室　○夏休みの友授業実践（授業参観）○校内人権集会

○仲間づくりの授業実践（友だちのこと、家族のことを知り合う）

イ) 児童会活動の充実

○あいさつ運動 ○いじめ根絶宣言 ○縦割り班活動の充実（そうじ、縦割り班遊び）

ウ) 道徳教育の充実

○命の日の集会 ○命の大切さやいじめ問題を考える授業の実践

○「命を大切にする心を育む指導プログラム」の実践

④ インターネットを通して行われるいじめの防止

ア) 情報モラルの計画的な指導

イ) 保護者への啓発

## (2) いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組に徹する。

① 情報交換・共通理解

ア) 情報集約担当者における担任からの情報集約

イ) 「子どもを見つめる会」 ウ) 日常的な職員間の情報交換

② 「愛の1・2・3運動+1」の実践

③ 定期的なアンケート及び教育相談

ア) 児童に対するアンケート（毎月実施）

アンケートの結果をもとに、教育相談を実施（教育相談週間設定）

イ) 保護者や教職員に対して「いじめのチェックリスト」・年2回（5月・11月）

提供された情報への迅速な対応。保護者との教育相談。

## (3) いじめへの対処

いじめが予見または認知された場合は、情報集約担当者が現状を把握し「迅速・適切な初期対応」を行い、早期解決のために「組織で対応」する。また常に「誠意」をもって対応する。

① いじめについての事実確認

○必ず複数で対応・・・当該学級担任等及びいじめ不登校指導対策委員会

○被害者、加害者、関係者から聞き取り、事実確認

② 組織で対応

ア) 指導方針や体制について協議（いじめ防止対策委員会）

イ) 協議した内容や対応経過について、全職員の共通理解の徹底

ウ) チームで対応・指導

エ) 校外の関係者や専門機関との連携

オ) いじめ解消後の継続的且つ注意深い観察や見守り

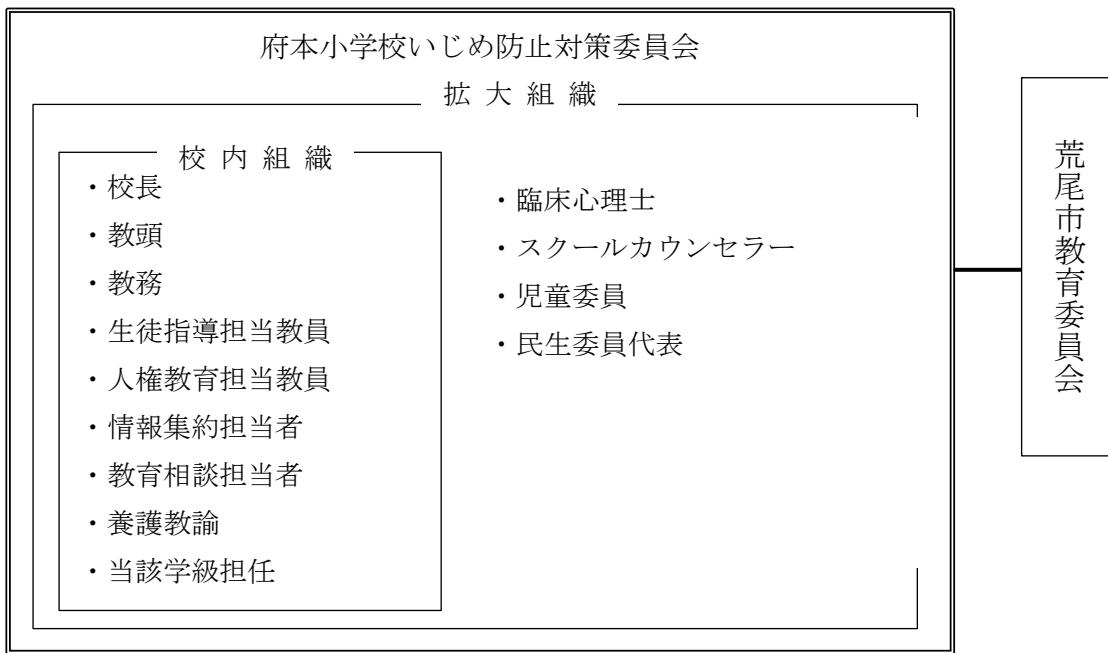
カ) 再発防止

## (4) 保護者・地域との連携

① 保護者への啓発のための講演会の実施、PTA役員会、総会の場の活用

② 学校便りによる地域への啓発

- ③ 青少年健全育成会議や民生委員、児童委員との連携
- (5) いじめの防止等の対策のための組織の設置
- ① 目的  
いじめの防止、早期発見及び対処法等に関する措置を実効的に行うため、中核となる常設の組織を設置する。組織の名称は「府本小学校いじめ不登校指導対策委員会」とする。
- ② 機能  
○「学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。  
○アンケートの実施やいじめに関する職員研修を計画実施する。  
○学校で把握したいじめ等に対して、現状分析や効果的に防止するための具体的で実践的な方策、解決及び再発防止の方策等について検討する。その取組に対して協議、調整、評価を行う。  
○学校で把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。
- ③ 構成  
本校の複数の教職員、心理や福祉に関する専門的な知識を有する者、その他必要に応じて外部専門家等で構成する。



- 3 重大事態への対処
- (1) 重大事態の発生と報告  
重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会を通じて市長に報告する。
- (2) 重大事態に対する調査及び組織
- ① その事案が重大事態であると判断した時は、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を実施する。  
○教育委員会と連携して実施する。  
○「いじめ不登校指導対策委員会」を母体として、必要に応じて適切な専門家と連携する。
- ② 明らかになった事実関係について、いじめられた児童や保護者に対して適切に情報提供及

び可能な限りの説明をする。

(3) 調査結果の報告

- ① 調査結果は教育委員会を通じて市長に報告する。
- ② 調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか等）は、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。
- ③ 情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に十分配慮する。

4 取組への評価

(1) 教職員の自己評価

前・後期毎に自己評価を行い、具体的な取組状況や達成状況を評価する。評価結果を踏まえて、その改善に取り組む。

(2) 保護者・児童・職員へのアンケート

年度末に実施し、三者の評価結果を比較する。それをもとにコミュニティースクール協議会による学校評価で取組の評価を行う。評価結果を受け、改善に取り組む。

5 基本方針の見直し及び公表

毎年度末、取組の評価をもとに見直しを図り、P T A総会や学校ホームページ等で公表する。